

令和6年（2024年）度 公募型男女共同参画共催事業募集要項

1 趣旨

本事業は、男女共同参画の視点に基づき、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、利益を目的とせず、公益性・社会性のある行動を行う函館市在住、または主に函館市内で活動している団体・グループと函館市女性センター（以下「女性センター」という。）が共催して実施する。

2 応募対象事業

下記のいずれかのテーマにあてはまり、主に函館市民を対象として男女共同参画の推進のために企画された公益性のある事業。1年度につき1事業とする。

- ①LGBT 等性的少数者への理解促進・啓発
- ②DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力防止
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進（仕事と育児や介護、地域活動の両立支援）
- ④政治・経済分野における女性活躍推進
- ⑤男性による男女共同参画の推進
- ⑥その他、「第3次函館市男女共同参画基本計画」に沿うもの

3 応募できる団体

下記の項目に該当すること。

- ① 広く公共の利益を目的とした男女共同参画の推進に根ざした自主的・自発的活動を行う団体であること。
- ② 構成員3名以上の団体で、構成員の過半数が函館市民であること。
- ③ 組織の運営に関する規則（規約・会則等）があり、団体の責任者が特定できること。
- ④ 政治団体または宗教団体ではないこと。
- ⑤ 暴力団もしくは暴力団員ではないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下でないこと。
- ⑥ 計画から実施、実施報告書の提出まで責任をもって遂行できること。
- ⑦ 同一団体の企画の採用は、連続2年までとする。

4 対象事業の要件

- ① 応募対象事業のいずれかに該当し、公益性が認められる事業であること。
- ② 令和6年7月から令和7年2月までの間に実施する事業であること。
- ③ 講座、セミナー、ワークショップ等、原則女性センター内で実施する事業であること。(ただし、オンライン等、遠隔で実施できるものも応募可。)
- ④ 参加者から受講料の徴収はできません。(材料費、実費のみの徴収は可能)
- ⑤ 他団体から補助金の交付を受ける事業でないこと。

5 共催の内容等について

① 事業予算

応募事業の実施・運営にかかる経費の一部を女性センターが負担します(上限5万円)。ただし、対象となる経費は、講師の招聘に係る費用、事業周知にかかる経費、会場設営および事業運営にかかる経費(機器使用料、損料等)、振込手数料等。飲食費や運営スタッフに対する謝礼は対象外とする。

② 実施会場

事業の実施が決定次第、会場を確保します。また、実施日前日も準備のために使用可能です。ただし、女性センターの休館日は使用できません。

③ 広報

女性センターの各種情報発信(ホームページ・Twitter・Facebook・センター発行の広報誌、メールマガジンなど)および函館市内公共施設へのチラシ配布など、広報の協力を行います。※配布するチラシは実施団体において作成すること。

④ 託児の手配

事業の開催にあたり、託児(6か月～未就学児)を最大6名まで受けることが可能です。託児の締め切りは実施日の7日前とし、子供の人数に応じて託児者の手配をします。

※託児を必要とする場合は、必ず応募時に事業企画書へ記載してください。

⑤ 事業に関する申込受付、問い合わせ対応、当日の運営・設営・撤去等は原則として応募者側で行っていただきます。

6 選考

下記の評価項目で応募書類を審査します。

- ① 女性センターの主催事業等との重複やバランスを考慮の上、選定します。
- ② 結果については、連絡担当者あてに通知します。
- ③ 応募書類の記載に虚偽があると判断した場合は、選定を取り消すことがあります。

【評価項目】

- ① 「第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン～」に沿う企画である

こと。

- ② 事業のテーマが地域のニーズに合い、市民に分かりやすい内容で、多くの市民の参加が見込まれること。
- ③ 実現性が高い企画であること。

7 応募方法

提出書類を下記の期間に、女性センターまで郵送またはご持参ください。

【提出期間】

令和6年4月1日（月）から5月10日（金）まで

【締め切り】

5月10日（金）午後5時必着分まで

【宛先】

〒040-0042 函館市東川町11-12

函館市女性センター 男女共同参画共催事業 係

【提出書類】

- 1 団体・グループ概要（団体の規約・会則を添付してください。）
- 2 事業企画書
- 3 収支予算書

※ 提出書類は本事業の選考と団体への連絡にのみ使用し、その他の目的で応募者の許可なく使用することはありません。

【注意事項】

- ・提出された書類は返却できません。あらかじめご了承ください。
- ・掲載に虚偽があると判断した場合、選考結果を取り消すことがあります。

8 事業実施の流れと役割分担

事業実施前	実施団体と協議	女性センター・実施団体
	会場確保	女性センター
	チラシ作成	実施団体
	広報	女性センター・実施団体
	参加申込受付（託児含む）	実施団体
	託児者手配	女性センター
	当日準備	実施団体
当日	会場設営	実施団体

	受付・運営・アンケート実施	実施団体
	会場片付け・掃除	
	各部屋の利用報告書	
事業実施後	アンケート集計	実施団体
	事業報告書、収益決算書 ※事業実施後30日以内に提出。収益決算書には領収書を添付すること。	実施団体
	上記書類確認後、センター助成金支払	女性センター

9 男女共同参画についての参考情報

- ・函館市男女共同参画推進条例
- ・第3次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」

【問い合わせ先】

函館市女性センター

TEL：0138-23-4188 FAX：0138-23-4189

ホームページ <https://www.hakodate-josen.com/>

E-mail info@hakodate-josen.com